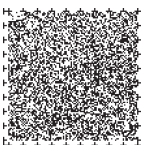
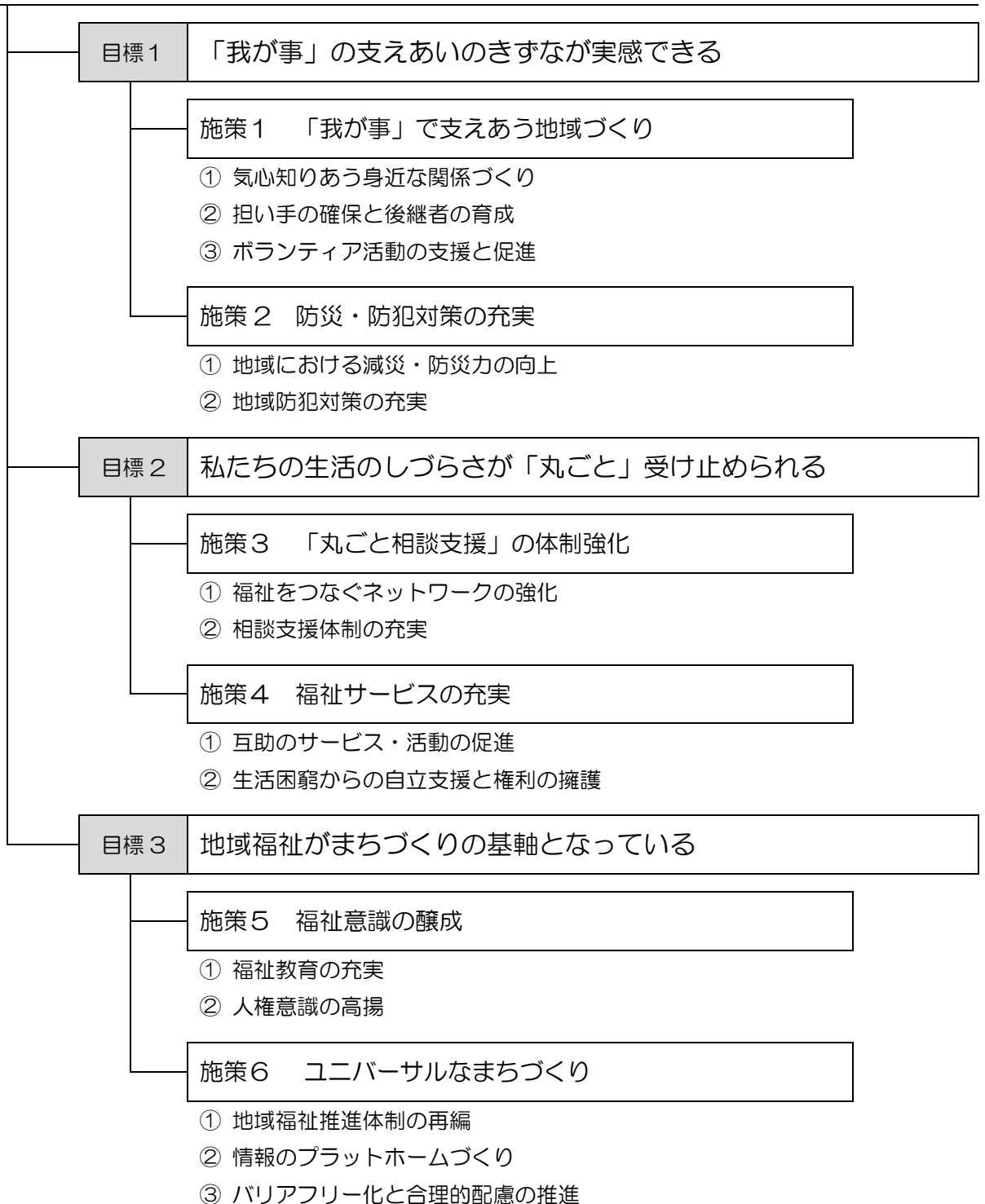


第4章 目標ごとの施策

1. 施策体系

基本理念・目標のもと、この計画によって推し進める施策の体系を次のとおりとします。

基本理念 *誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町*



2. 具体的な施策

目標1：「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

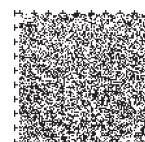
施策1

「我が事」で支えあう地域づくり

① 気心知りあう身近な関係づくり

地域の連帯感が保たれるよう、日常的なつながりの基盤となる地域コミュニティの育成を図るため、近所の人との親しい関係づくりとして、自治会への加入促進や、あいさつ・声かけ活動などを促進します。

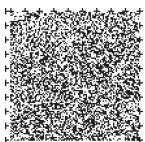
取り組み	内容
自治会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会活動に対して運営助成金を交付するほか、担い手の高齢化・後継人材の不足等も踏まえながら、これからの自治会のあり方について、住民とともに検討していきます。 ○ 自治会運営に必要な情報や災害時の連絡方法などを再確認し、円滑に活動できるよう支援します。また、自治会の未加入者に対する加入促進を支援します。
小地域福祉委員会の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域での助けあい支えあいの活動として、20自治会で小地域福祉委員会が活動しています。 ○ 小学校区ごとに校区連絡会を設置することで活動の地域差を縮小し底上げを図ること、また、委員会未設置の自治会への働きかけなどを促進します。
高齢者ふれあいサロンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のボランティア組織の協力のもと、地区集会所等を活用して、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所によるレクリエーションなどを提供します。
町域を越えた支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町域を越えた支援体制の構築に向けて、企業や大学等と包括的な連携協定を結びます。



② 担い手の確保と後継者の育成

「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援をはじめ、地域福祉活動に意欲のある住民を発掘し、地域福祉を担う人材、リーダー、将来の後継人材の確保・育成を図るとともに、特定非営利活動法人等の社会資源の掘り起こしに努めます。

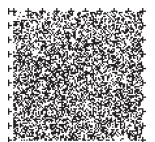
取り組み	内容
「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校区ごとに、見守り・生活支援・居場所づくり・環境美化活動などを行っており、組織全体として、中学校区ごとの事業をバックアップしています。 ○ メンバーの高齢化への対応と地域住民への活動周知など、継続的な活動の展開を支援していきます。
地域福祉活動のリーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する地域における先進的な活動事例の紹介や研修などの実施により、地域福祉活動のリーダーの育成に努めます。
人材や社会資源の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種ボランティア体験講座などの開催を支援するとともに、学校と連携し、児童・生徒とその親などに講座への参加を促します。
多様な場を通じた地域福祉の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育館コミュニティーセンター「むくのきセンター」や役場庁舎での授産製品等の販売機会の拡大を図ります。 ○ 「せいかまちづくり塾」において、既存の公共的活動団体等との協働により、まちづくりの担い手となる人材の育成を図ります。 ○ 地域の身近な場所で、住民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動を促進し、健康づくり活動への参加を通じて、地域や社会への参加のきっかけづくりにつなげます。 ○ 老人クラブに対して、会員の減少や高齢化を踏まえて、魅力あるクラブとなるよう側面的に支援します。 ○ 子どもを対象に文化活動やスポーツ活動などを実施する「精華まなび体験教室」や、高齢者を対象とする教養講座「精華寿大学」を行います。 ○ 「せいか地域 IT サポーター」を確保・育成し、パソコン基礎相談や、町の各種事業のサブ講師派遣、映像撮影・編集などを行います。 ○ ボランティアで公共施設の美化活動などに携わる「クリーンパートナー」とともに、環境と共生するまちづくりを推進します。



③ ボランティア活動の支援と促進

ボランティア活動の促進に向けた情報提供や、ボランティアセンターを中心とするボランティア派遣を行うとともに、企業やサービス提供事業者に対して働きかけを行うことで、若い世代のまちづくり活動への参画の促進を図ります。

取り組み	内容
ボランティアの育成と技能向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動に意欲的な住民の支援ニーズを把握し、講座や研修内容の充実に努めます。 ○ ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティア研修について、災害時などに必要な専門的な技能の向上に資するよう内容の充実を図ります。
ボランティア・特定非営利活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て地域パートナーや食生活改善推進員等の活動を支援・促進するとともに、各種ボランティア団体・特定非営利活動法人への活動支援に関する情報提供の充実を図ります。 ○ 各種団体の活動を促進するため、活動内容等を広報紙『華創』や社協だより等で発信します。 ○ 地域ニーズにあったボランティアを適切に派遣できるよう、ボランティアセンター等と情報の共有を図るとともに、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携支援を行います。
企業やサービス提供事業者のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業に対して、社会貢献への理解を働きかけ、福祉・教育・文化・環境・安全等に関するまちづくり活動への協力を引き続き呼びかけます。 ○ サービス提供事業者などの施設に対して、ボランティアの受け入れや育成支援について、協力を呼びかけます。





【役割分担のイメージ】

(自助)

- 地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する。
- 日頃から地域行事などの社会参加を心がける。
- 日常の散歩やゴミ出し、出勤時や地域の行事等の際にあいさつをする。
- 自治会等に参加し、自分が住む地域の活動に参加する。

(互助・共助)

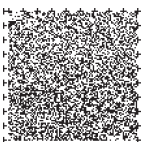
- 地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める。
- 自治会や社会福祉協議会等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。
- 世代を超えて参加できる、楽しく参加できる季節の行事や祭り等の行事を開催する。
- 自治会や社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。

(公助)

- 住民参加のまちづくり活動を推進する。
- 地域文化の振興や伝統文化の伝承の支援を行う。
- 学校やコミュニティーセンター等の公共施設の活用に向けて、状況把握・情報提供・検討依頼を計画的に進める。
- 地域の活動拠点についての情報を提供する。
- 自治会の健全な発展と活発なコミュニティ活動を支援するため、自治会活動、社会福祉協議会の活動に対する支援を行う。
- 住民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場の提供をするとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場の充実を図る。
- コミュニティ・ソーシャルワーカーや地域包括ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。



精華町の『ほっとけない』をみんなで考える会議



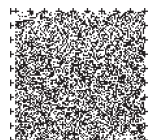
施策2

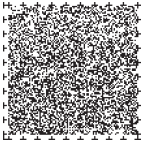
防災・防犯対策の充実

① 地域における減災・防災力の向上

避難行動要支援者名簿の適正運用と各地域の自主防災組織の育成に努め、地域主体の防災訓練等を通じて、住民の減災・防災意識と地域の減災・防災力の向上、また、消防、警察など防災関係機関とともに災害時初動体制の強化に努めます。

取り組み	内容
避難行動要支援者名簿の運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の迅速な避難支援のため、避難行動要支援者登録制度に基づき、自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会等と連携し、避難行動要支援者の把握と名簿の提供を行います。 ○ 定期的に名簿を更新するなど、名簿の精度向上に努めるとともに、関係機関や庁内の連携を強化して、名簿の適正管理を図ります。
消防・消防団の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署において、防災・火災予防、消火活動、救急救命、被災時対応などにあたります。 ○ 非常備の組織である消防団については、所轄する地域での防災・防火訓練や事業等に参加することで地域住民との連携を図っています。 ○ 消防署員・消防団員の福祉課題などへの対応力の向上に努め、必要な社会資源等への円滑なつながりができるよう図っていきます。
地域の防災組織等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織における知識の向上及び防火・防災の技術力の向上のため、管外研修や各種訓練を行います。 ○ 災害ボランティアが、災害時に迅速かつ的確に対策できるよう、社会福祉協議会が実施する研修・訓練について支援します。
防災訓練の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、毎年、小学校区単位で防災訓練を行います。 ○ 広報紙、掲示板、ホームページなどを通して、平常時における避難の心得及び知識の普及啓発を行います。 ○ 災害時に福祉避難所の実稼働ができるよう、協定を締結している事業者と協議・調整を行い、備蓄や電源の確保などについて具体的な備えを図っていきます。





② 地域防犯対策の充実

地域防犯体制の強化と、地域の見守り活動の促進により、安全に生活できる地域づくりを進めます。

取り組み	内容
地域防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者を狙った悪質商法や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。
地域の見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登下校時を含む子どもの見守り活動や児童虐待防止の活動を促進します。 ○ 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等への見守り活動を促進します。 ○ 障害のある人や援助を必要とする人が携帯する「ヘルプカード」の住民への普及を推進します。 ○ 地域と学校、事業者や警察等の専門機関との連携を強化し、犯罪の抑止を図るとともに、地域全体を巻き込んだ見守り活動のあり方について検討します。

【役割分担のイメージ】

(自助)

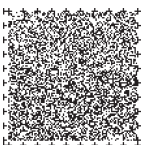
- 町や地域の防災訓練に参加する。
- 防災等に関する情報取得手段を確保する。
- 日頃から安全な避難ルートを確認しておく。
- 災害時の家族の連絡方法を決めておく。
- 非常時出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。

(互助・共助)

- 自治会や社会福祉協議会等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。
- 民生児童委員や地域住民による日常的な見守り活動を行う。
- 避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。
- 地域において避難方法や支援方法の情報を共有する。
- 防災体制づくりにおいて、自治会や民生児童委員に協力する。

(公助)

- 避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。
- 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備に努める。
- 町防災訓練を実施する。
- 洪水や地震等のハザードマップを配布するなど、住民の防災意識向上を推進する。
- 防犯情報の周知を図り、防犯に対する住民の意識を啓発する。
- 災害情報等を一斉かつ瞬時に発信できるよう、防災行政無線を整備する。



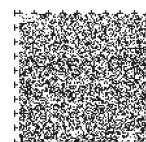
施策3

「丸ごと相談支援」の体制強化

① 福祉をつなぐネットワークの強化

生活のしづらさに係る相談支援において、制度だけでは解決できない案件に、高齢・障害・児童といった分野を超えて対応する体制を整備してきています。地域福祉に係る拠点施設の整備・活用と併せて、福祉をつなぐネットワークのさらなる強化を図ります。

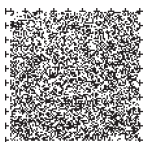
取り組み	内容
絆ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉総合支援チームを中心に課題を受け止めて各機関につなぐことができるよう、福祉、医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生など多岐にわたる連携の強化を図ります。 ○ 絆ネットワークの住民周知を進めるとともに、社会福祉協議会や民生児童委員、民生児童委員支援員、地域住民との連携の強化を図ります。 ○ 人材・チームの育成機能充実のため、「絆ネットコーディネーター」の役割を拡充します。
地域福祉に係る拠点施設の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の空き家等の活用も視野に、地域住民がいつでも・誰でも・気軽に利用できる、地域の新たな相談拠点・活動拠点の整備を図ります。 ○ 保健センター施設の老朽化などを踏まえて、新たに地域交流機能などを複合させた健康総合拠点施設を整備します。 ○ 地域福祉センター「かしのき苑」では、ボランティア活動や権利擁護に関する相談支援を実施します。 ○ 人権センターは、地域住民の活動・相談拠点としての交流会館（隣保館）と、児童の居場所としての児童館を運営しています。 ○ 隣保館事業として、健康増進法に基づく特定健診、生活・就労相談等を実施しています。
民生児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な問題を抱える世帯への対応力の強化のため、絆ネットワークのコーディネーターとの連携関係を強化するとともに、問題に気づく力を高めるための情報提供・研修等を実施します。 ○ 民生児童委員支援員を民生児童委員の補佐役として配置し、業務の負担軽減を図るとともに、委員の高齢化が進んでいる実情を踏まえて、後継となる人材の確保に努めます。
人権擁護委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やポスター等を活用し、人権擁護委員の活動についての周知と相談事業の啓発に努めます。



② 相談支援体制の充実

庁内各課の窓口・連携などを見直し、相談から支援までをワンストップで行える体制づくりに取り組むとともに、住民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切な相談や支援ができるよう、相談員の技能向上と相談体制の充実を図ります。

取り組み	内容
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町や社会福祉協議会が設置する各種相談窓口が、住民にとってより分かりやすいものとなるよう努めます。
高齢福祉に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの運営を精華町社会福祉協議会とカトリック京都司教区カリタス会に委託し、看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメント等を総合的に行っています。 ○ 複合的な問題を抱える事例の増加に対応するため、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。
障害福祉に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相楽地域障害者生活支援センターの運営を相楽福祉会に委託し、障害のある人の暮らしや仕事について総合的な支援を行っています。 ○ 精華町地域障害者自立支援協議会との連携のもと、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。
母子保健・子どもに係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期から子育て期にわたる相談窓口として母子健康包括支援センターを設置し、妊産婦の実情把握、妊娠・出産・育児に関する相談支援、情報提供、助言を行っています。 ○ 新たに整備する健康総合拠点施設の中で、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。 ○ 子育て支援センターでは、子育て家庭への支援活動の企画・調整・実施を専門に担当する職員を配置し、育児不安などについての相談指導や子育てサークル等への支援など、総合的な子育て支援を行っています。 ○ 新たに整備する健康総合拠点施設の中で、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。 ○ 小中学校等の教育機関において、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラー及び社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等が、不登校など校内における問題についての相談支援を行っています。 ○ 児童生徒や保護者、教員からの相談を受けるため、勤務日・時間の面での柔軟な対応ができるよう図っていきます。
その他の相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドメスティック・バイオレンス被害者支援に対する相談支援と啓発を継続して行います。 ○ 「精華町こころの相談室」を京都大和の家に委託し、悩みを抱えている人が安心して相談に来られるよう、事業の周知啓発に努めます。



【役割分担のイメージ】

(自助)

- 最寄りの相談窓口を知るよう努める。
- 町や社会福祉協議会の広報紙などを通じて、情報を得るよう努める。
- 悩みごとについて、一人で悩まず相談する。

(互助・共助)

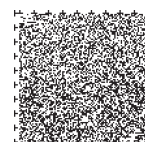
- 自治会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。
- 集会やイベントなどを通じて情報を提供する。
- 生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支えあい、必要に応じて行政と連携する。
- 民生委員児童委員の活動と協調し、日頃から地域のきずなをつくる。

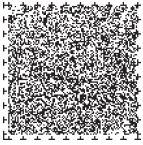
(公助)

- 対象者別の総合相談窓口があることを周知し、地域との連携を図っていく。
- 高齢者・障害のある人・子育てなどの分野の関係機関と連携していく。
- 様々な媒体を活用し、地域住民へ情報を提供する。



精華町の『ほっとけない』をみんなで考える会議





施策4

福祉サービスの充実

① 互助のサービス・活動の促進

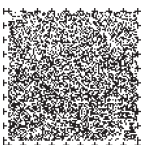
互助の仕組みとして社会福祉協議会により運営されている、在宅での子育て支援を行う「ファミリー・サポート・センター事業」や家事援助などを行う「ふれあいサポート事業」などのサービス・活動を促進します。

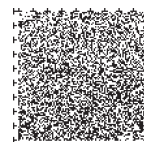
取り組み	内容
住民参加型在宅福祉サービスの促進	○ サービスの担い手の確保と技能向上を支援しつつ、「ファミリー・サポート・センター事業」や「ふれあいサポート事業」などを促進します。

② 生活困窮からの自立支援と権利の擁護

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の自立支援の体制強化を図ります。成年後見制度の周知と利用促進、また、法人後見事業や市民後見人の育成・確保に努めるとともに、併せて、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。

取り組み	内容
福祉サービスの充実と周知・利用促進	○ 各施策における福祉サービスの充実を図るとともに、その周知と利用促進に努めます。
生活困窮からの自立支援	○ ひきこもり、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、ホームレスなど生活困窮の状態にある世帯の生活課題を把握し、関係機関と協力して必要な支援につなぐことができるネットワークを構築します。
成年後見制度の利用促進	○ 高齢者や障害のある人等の権利擁護支援に向けて、成年後見支援センターを開設し、制度利用に関する相談支援や広報啓発などについて取り組みます。 ○ 市民後見人の育成や活動支援について取り組みます。 ○ 成年後見支援センターを地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけ、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みをつくります。
日常生活自立支援事業の利用促進	○ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（判断能力が不十分になっても地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの利用に伴う援助や日常の金銭管理の支援を行うもの）の周知と利用促進を図ります。





要保護児童対策地域協議会の運営	○ 「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（要保護児童）」への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町村が設置・運営する組織であり、福祉・医療・教育・警察等の関係者により構成し運営します。
自殺対策の推進	○ こころの体温計、こころの健康推進員、ゲートキーパー研修など、心の健康に関する啓発を行います。 ○ 自殺対策基本法に基づいて自殺対策計画を策定し、庁内各部署の連携による自殺対策の強化に努めます。
認知症施策の推進	○ 認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりに向けて、認知症サポーター養成講座や住民、団体、企業等が連携し声かけ訓練を行うことを通じて、認知症の正しい理解の啓発に努めます。

【役割分担のイメージ】

（自助）

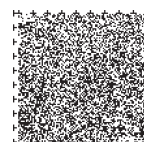
- かかりつけ医を持つ。
- 最寄りの相談窓口を知るように努める。
- 個人情報保護の重要性についての認識を持つ。
- 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
- 隣近所の異変に気づいたら、民生児童委員や行政に連絡する。

（互助・共助）

- 社会福祉協議会は、民生児童委員等と積極的に連携して地域の身近な相談窓口の充実を図る。
- 高齢者・障害のある人・子育て等の分野の地域の関係機関と連携していく。
- 利用者家族や地域住民との交流機会を設け、開かれた事業経営を行う。
- 福祉サービスを必要とする人に制度の案内や行政への連絡を行う。

（公助）

- 地域とのネットワークを強化し、各分野の関係機関がスムーズに対応できるようにする。
- 在宅医療や福祉に関する相談体制を整える。
- 高齢者、障害のある人、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通して防止に努める。
- 認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図る。
- 成年後見制度の活用を促進するため、成年後見センターの設置を目指し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくりを推進する。
- 生活困窮状況からの脱却ができるよう、就労相談や雇用対策等を行う。



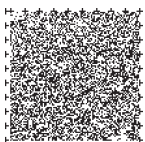
施策5

福祉意識の醸成

① 福祉教育の充実

地域における助けあい・支えあいの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進します。

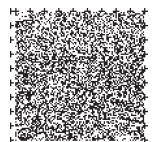
取り組み	内容
学校教育における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内全域の小学校、中学校、高等学校、大学と連携し、地域住民や地域活動団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者等の協力を得ながら、地域の実情に応じた福祉教育を推進します。 ○ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指し、町内全域の小学校、中学校、高等学校において、認知症サポーター養成講座を行っています。 ○ 児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進します。
社会教育における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が地域に住む高齢者や障害のある人、外国人、子育て家庭などの抱える課題に対して理解を深めていけるよう、広報・普及啓発活動やイベント・講演会、福祉講座などを開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ○ 住民が様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、人権に関する生涯学習機会の充実を図ります。 ○ 子どもから大人まで、すべての住民によるあいさつ・声かけ活動を促進し、家庭内や隣近所から、自治会、町全体へと広がっていきます。



② 人権意識の高揚

人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、一人ひとりが人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるよう、人権教育・啓発を推進します。

取り組み	内容
同和問題の解決	○ 同和問題に対する正しい知識と理解を深めることにより、差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、地域、家庭、職場等における人権教育・啓発に努めます。
障害のある人に対する差別の解消	○ 障害者差別解消法についての周知啓発に努めるとともに、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「合理的配慮の実現をめざす精華町職員対応要領」を踏まえて、障害のある人に対する差別の解消に努めます。
男女共同参画社会づくりの推進	○ 「多用な生き方のできる男女共同参画のまち」を目指し、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者などと連携し、啓発、相談支援、環境整備等の取り組みを推進します。
子どもの権利・人権の保障	○ 子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもの意思が尊重され、権利が保障された中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。
高齢者の権利擁護	○ 高齢者虐待の未然防止・早期発見のために、住民に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り、地域包括支援センター等において、高齢者の権利を擁護するための取り組みを推進します。
多文化共生社会の実現に向けた取り組みの推進	○ 一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、外国人住民の人権についての正しい知識と認識の浸透を図るため、関係機関等と連携し、普及啓発に取り組みます。



【役割分担のイメージ】

(自助)

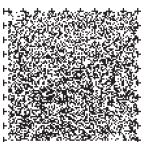
- 各種講座など生涯・福祉学習の場に積極的に参加する。
- イベントに参加する等福祉に対して興味・関心を持つ。
- 高齢者や障害のある人など、支援を必要としている人に対する理解を深める。

(互助・共助)

- 地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。
- 地域の既存の団体の地域福祉に対する意識向上に取り組む。
- 生涯・福祉学習に関する情報発信やPR 活動を行う。

(公助)

- 総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する教育に取り組むなど、学校における福祉教育や心の教育を行う。
- 生涯・福祉学習に関する情報提供を行うとともに、気軽に活動へ参加できる環境を整備する。
- 寿大学等の各種講座・イベントの開催など、生涯・福祉学習の活動の場の充実を図り、生きがいづくりを支援する。



施策 6

ユニバーサルなまちづくり

① 地域福祉推進体制の再編

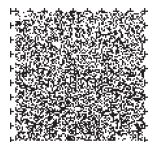
地域福祉を市政の基軸の一つに位置づける中で、高齢・障害・児童等の各分野の推進体制を再編・整理します。

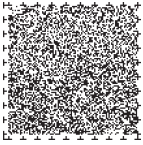
取り組み	内容
精華町地域共生審議会（仮称）の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉、高齢・障害・児童福祉などに係る会議体の構成、会議体のメンバー構成を整理します。 ○ 地域福祉に係る会議体を町の諮問機関としての審議会の位置づけとし、各専門分野の会議体をその下位に位置づけるなど、関連条例や要綱等と合わせた再編を図ります。
生活圏域の見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの形成や、福祉分野の一体的な支援体制の構築に向けて、小中学校区地域や、地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域、自治会の単位など、多様にある本町の区分けについて、現状の課題の洗い出しと見直しに向けた検討を行います。

② 情報のプラットフォームづくり

福祉サービスの情報や地域活動やボランティアの情報など、様々な情報が集約・整理され、合理的配慮のもとで、誰もが必要とする情報を確実に入手できる情報のプラットフォームづくりに取り組みます。

取り組み	内容
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉情報を掲載した冊子、パンフレット等を充実させ、きめ細かな情報の提供を行うとともに、メール配信等を活用し、関係機関も含めた情報の共有を図ります。
情報提供機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域情報の提供手段である回覧板や掲示板、チラシ等の一層の活用を図るとともに、関係機関との連携のもとで、情報を入手する機会の拡大に努めます。
情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページ等で提供される情報や機能を、支障なく利用できる環境を整備し、誰もが確実に情報を入手できるよう提供方法の充実に努めます。
情報の共有化と個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題に協働で取り組んでいくため、関係機関・団体等との円滑な連携の障壁とならないよう、適切なプライバシー保護・個人情報保護の運用が図られるように配慮します。





③ バリアフリー化と合理的配慮の推進

地域生活や諸活動・交流の場にすべての住民が参加しやすくなるよう、公共公益施設・道路のバリアフリー化と移動円滑化を推進するとともに、様々な情報伝達・コミュニケーションやその他の社会参加の機会に係る合理的配慮の拡大・浸透を図ります。

取り組み	内容
公共公益施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づいて、すべての人が安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、利用者の視点に立って施設や交通機関等のバリアフリー化を進めていきます。 ○ 公共施設の長寿命化計画を策定し、「老朽化の改善」や「機能の充実」等を図ります。
円滑な移動の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが地域の交流の様々な機会に出向くことができるよう、安全な道路・交通環境を整備するとともに、移動支援の充実や町の循環バス「くるりんバス」など公共交通機関の利便性の向上に努めます。 ○ 利用者それぞれの要望に応える新たな交通手段について検討します。
合理的配慮の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政が行う住民サービスや各種の制度、計画、広報・刊行物等について、その重要性・緊急性などを勘案しながら、順次、必要な合理的配慮を図っていきます（外国人住民への対応を含む）。 ○ 自治会活動や文化・スポーツ活動など、地域で行われる様々な活動において、合理的配慮を促進します。

【役割分担のイメージ】

（自助）

- 自分の住む地域の道路・歩道について高齢者や障害のある人、乳幼児連れの保護者等の気持ちに立って考える。
- 行政や地域が開催するバリアフリー学習の場に積極的に参加する。
- 自分の住む住宅について、高齢者や障害のある人になったときのことを意識する。
- 違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない。

（互助・共助）

- 事業者はバリアフリーの情報を提供し、相談に応じるように努める。
- 地域の中にあるバリアフリーの必要性を把握する。
- 地域の高齢者・障害のある人の移送手段を把握し、移動困難者の状況を理解する。

（公助）

- 道路・歩道の整備を行う。
- 住宅の改造等に係る資金の助成等についての情報提供をする。
- 高齢者や障害者向け住宅の入居支援に努める。
- 高齢者や障害のある人の移動支援に関する事業の周知を図る。
- 合理的配慮の啓発に向けて、町内の各種団体等を対象に研修を行う。

